

2022 年度（令和 4 年度）版

幼保連携型認定こども園

学園台こども園

入園のしおり 兼 重要事項説明書



学校 星名学園
法人

HOSHINA KINDERGARTEN

保護者の方へお伝えすべき重要な内容が記載されていますので、よく読んで、内容をご確認ください。

尚、この書類は、卒園するまで、大切に保管してください。

幼保連携型 認定こども園 学園台こども園

2022 年度版

幼保連携型 認定こども園 学園台こども園

入園のしおり 兼 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり、幼保連携型 認定こども園 学園台こども園が、貴殿に説明すべき内容は、次のとおりです。尚、掲載情報は令和4年1月1日現在のものです。

また、この重要事項はお子様が生園されるまで有効とします。途中で内容の変更などがある場合は、その都度差し替えを行います。

1 施設運営主体

名 称	学校法人 星名学園
所 在 地	石川県かほく市木津二 132 番甲地
電 話 番 号	076-285-1388
代 表 者 名	理事長 星名 紀之

【関連施設】

施 設 名	木津幼稚園	「s m i l e」	リトルディッパーナーサリー
所 在 地	かほく市木津二 132 番甲地	かほく市木津二 133 番地	かほく市木津ハ 6 6 - 1
連 絡 先	076-285-1388	070-4202-7415	076-256-0035
管 理 者	星名 裕	木村 浩子	星名 裕

2 施設運営概要

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	学園台こども園
施 設 の 所 在 地	石川県かほく市学園台 5 丁目 18 番地
連 絡 先	電話番号：076-281-0515 F A X：076-281-3602 E-mail: kodomo@kdkg.ed.jp https://www.kdkg.ed.jp/
管 理 者	園長 鎌田 勢津子
対 象 児 童	学校教育法・児童福祉法及び認定こども園法の定めるところにより、 幼児教育を希望、又は、保育を必要とする小学校就学前のこども
利 用 定 員	満 3 歳以上の園児（1 号認定 15 名 2 号認定 90 名） 満 1 歳以上満 3 歳未満の園児（3 号認定 64 名） 合計 174 名

3 サービスの目的・運営方針

幼保連携型 認定こども園 学園台こども園（以下「当園」という。）は、学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）及び、児童福祉法に従って、幼児を教育・保育し、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とします。

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月 31 日告示 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）に基づく、特定教育・保育の提供を行う。

4 当園における施設・設備などの概要

【施設】

敷 地	敷地全体	6,752.98 m ²
	園庭	659 m ²
園 舎	構造	木造瓦葺平屋建
	延べ床面積	1,516.07 m ²

【主な設備】

設 備	部屋数	備 考
保 育 室	6 室	
遊 戯 室	1 室	
多 目 的 室	1 室	
調 理 室	1 室	
事 務 室	1 室	兼 保健室
畑	1	野菜の栽培など

5 職員の配置状況

職 種	員数	備考
園 長	1	
副 園 長	1	
主 幹 教 諭	1	
保 育 教 諭	18	
職 員	2	
看 護 師	1	
栄 養 士	1	委託
調 理 員	3	委託

※ 当園では、法令が定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。

〈各職種の勤務体系〉

職 種	勤務体系	職務内容
園 長	正規の勤務時間帯（８：００～１７：００）	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
副 園 長	正規の勤務時間帯（８：００～１７：００）	園長を補佐し、円滑な管理運営を行う。
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（８：００～１７：００）	上司を補佐し、所管の業務内容を所属職員に総括・指導する。
保 育 教 諭	正規の勤務時間帯（８：００～１７：００）	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡などを行う。
職 員		経理事務など、担当業務に従事する。
看 護 師	正規の勤務時間帯（８：００～１７：００）	園児の健康を観察し、健康管理を行う。
栄 養 士 調 理 員		献立作成や給食全般の管理、調理業務及び、食育に関する活動を行う。
保 育 補 助	各担当に必要な時間帯	保育教諭を補助して、担当業務に従事する。

※ ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となる事があります。

６ 開園日・開園時間および休園日 ※認定区分の違いにより開園日が違います。

基本開園時間 平日 ７：００～１９：００ ／ 土曜日 ７：００～１９：００

【１号認定における開園日】

１号認定（幼児教育のみを必要とする満３歳以上のこども）

開 園 日 月～金曜日 ／ 休園日 土曜・日曜・祝日・年末年始（１２／２９～１／３）

長 期 休 暇 夏季休暇 ７月 ２５日 ～ ８月 ２４日

冬季休暇 １２月 ２６日 ～ １月 ６日

春季休暇 ３月 ２４日 ～ ４月 ４日

教育標準時間 ８：００～１２：００（昼食有）

預かり保育 ７：００～７：５９／１５：０１～１９：００（料金別途・要申請）

【２号・３号認定における開園日】

２・３号認定（保育を必要とするこども）

開 園 日 月～土曜日

休 園 日 日曜・祝日・年末年始（１２／２９～１／３）

保育標準時間 ７：００～１８：００（１１Ｈ）

延 長 保 育 １８：０１～１９：００（料金別途・要申請）

保育短時間 ８：００～１６：００（８Ｈ）

延 長 保 育 ７：００～ ７：５９／１６：０１～１９：００（料金別途・要申請）

※ 当園の提供する教育・保育の目的のため、休園日を開園する場合があります。

7 慣らし保育について

新入園の際、急激な環境の変化による園児の負担を軽減するため、慣らし保育を実施いたします。慣らし保育は、原則5日間です。開始時間は9：00～とさせていただきます。またお子様の状態に合わせ、食事開始、お昼寝の開始を行い、段階的に時間を延長していきます。（別紙参照）

※ お子様の状態に合わせて慣らし保育を行うため、期間が延びることもあります。

8 教育・保育を提供する時間（認定区分により教育・保育を提供する時間が異なります。）

〈認定区分の違いによる保育時間の一覧〉

1号認定 こども	預かり保育	教育標準時間	預かり保育	休園日
	7：00 ～7：59	8：00～12：00	12：01～15：00 無料預かり ① 15：01～16：00 ② 16：01～17：00 ③ 17：01～18：00 ④ 18：01～19：00	・土曜日、日曜日、国民の祝休日 ・夏季、冬季、春季休園日（預かり保育を実施）また、園長が必要と認めた場合は、開園することがあります。
2・3号認定 こども	保育標準時間（11H）			延長保育
	早朝保育	8：00～16：00	長時間保育	・日曜日 ・国民の祝休日 ・年末年始（12/29～1/3）
	7：00 ～7：59		16：01 ～18：00	
	延長保育	保育短時間（8H）	延長保育	
	7：00 ～7：59	8：00～16：00	16：01～19：00	

※ 預かり保育や延長保育料については、「30 延長・預かり保育料」をご参照ください。

9 教育理念

「環境を^{しつら}設える」

生きる力を育み、肌の温もりを感じ取れるような、教育・保育をめざし、保育教諭等や保護者とともに協力し安心して過ごせる環境を整え、豊かな人間性を育むことをねらいとしています。

10 基本方針

「明るく 正しい 賢い子」

明るく 正しい 賢い子 を育みます。

明るい子	挨拶は心を開くという言葉があります。「おはようございます」や「いただきます」などの挨拶を大切に、行進する時の掛け声などでハキハキとした動作が出来、挨拶のできる機敏な子になるように努力します。
正しい子	感謝する心。お父さん、お母さん、お友達、食べ物など人はいろいろなものに守られています。自然の恵みに感謝する気持ちや、家族やお友達を大切にする心を忘れない子を育みます。
賢い子	先生やお父さん、お母さんのお話をしっかり聞ける子になるよう、集中力や根気を育てます。その方法として、漢字や英語、楽器などを用い、目をきらきら輝かせて意欲に満ちた子を培い、行動できる子に導きます。

1 1 教育目標

- ・言葉や音感教育により生きる力及び、感性豊かな子を育む。
- ・道徳を取り入れ、広く大きな心に包まれ安定した情緒を育む。
- ・豊かな自然に触れることを通し、郷愁や哀愁など人間の持つ美の感情を育む。
- ・自分の意思を言葉で伝えられる子を育む。

1 2 年間行事（2021 年度実施行事）——コロナにより、中止となった行事

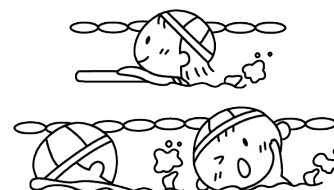
4 月	入園式	8 月	夏祭り	12 月	発表会 クリスマス会、餅つき
5 月	さつま芋苗植え	9 月	やまんばお話し会	1 月	新年の集会、歌留多大会
6 月	親子バス遠足 交通安全教室	10 月	運動会 芋ほり、 遠足（以上児）	2 月	節分の集い 国際交流
7 月	七夕の集い、人形劇	11 月	国際交流	3 月	ひな祭りの集い お別れ会、卒園式

※ その他、漢字で遊ぼう、英語であそぼう、やまんばお話し会、うんどう遊び、保育参加、園外活動、などがあります。

※ コロナ感染症を予防しながらの開催となりますので、行事内容は変更になる事もあります。

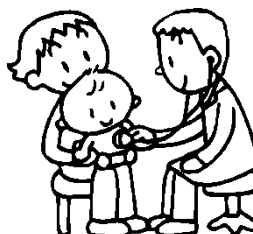
【毎月の行事】

- ・誕生会
- ・避難訓練
- ・身体計測
- ・アクロススイミングスクール（5 歳児）
- ・ACリーベラスポーツ指導（5 歳児・4 歳児）
- ・硬筆指導（5 歳児）



【健康管理】

- ・内科検診（年 2 回）
- ・歯科検診（年 2 回）
- ・歯科衛生指導（年 1 回）
- ・尿検査（年 2 回 3 歳以上児）



【衛生管理】

- ・手洗いうがいの励行（毎日）
- ・食器、調理器具、~~歯ブラシの消毒（毎日）~~（新型コロナウイルス感染症予防のため中止）
- ・汚物（おむつ）処理（毎日）
- ・園内外の大掃除（年 1 ～ 3 回）
- ・害虫点検（月 1 回）
- ・職員の検便（月 1 ～ 2 回）
- ・2 歳児以上は、常時マスク着用



【安全管理】

- ・消防署合同避難訓練（年 1 回）
- ・不審者訓練（年 2 回）
- ・パステルによる災害時引渡し訓練（年 1 回）
- ・火災報知機の点検（年 1 回業者委託）
- ・電気設備の安全点検（月 1 回業者委託）
- ・園内外の道具、遊具の点検（月 1 回）
- ・AED の点検（毎日）



13 一日の流れ

時間帯	未満児（0歳児） ふたば	未満児（1・2歳児） はな・にじ	以上児（3・4・5歳児） ほし・つき・そら
朝 7:00～	順次登園		
昼	手洗い あいさつ・健康観察 検温 おむつ交換  遊び 外気浴 ミルク（おやつ）  おむつ交換 遊びまたは睡眠 食事（離乳食） おむつ交換 遊びまたは睡眠 ミルク（おやつ） おむつ交換 遊びまたは睡眠  個別観察 検温・手洗い	手洗い あいさつ・健康観察 所持品の始末 排泄・手洗い おやつ 遊び 排泄・手洗い 食事 歯みがき・着替え・排泄 午睡 起床 排泄・着替え・手洗い おやつ 遊び 身じたく・個別観察 手洗い	手洗い・うがい あいさつ 所持品の始末・健康観察  遊び 排泄・手洗い 食事 歯みがき・着替え・排泄 午睡準備 午睡 起床 ※1号認定のお友達は、降園 排泄・着替え・手洗い おやつ準備 おやつ あそび 身じたく・個別観察 手洗い
	順次降園		
	延長	・ 預かり	保育
～19:00			

14 食事の提供

乳幼児における望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、こども園では食に関する取り組みを積極的に進めています。こども園の食事は、栄養士によって立てられた献立に基づき、乳幼児に適した栄養価や食材を考慮して、調理しています。

0 歳児

- ・ 乳児の離乳食は、一人一人の状態に合わせて家庭と連携し進めます。
(初期食、中期食、後期食、完了食の4段階に分けています)
- ・ ミルク (はぐくみ) を準備し、哺乳瓶は園で殺菌消毒をしたものを使います。

1・2 歳児

- ・ 昼食の主食、副食、午前・午後のおやつが出ます。

3・4・5 歳児

- ・ 昼食の主食、副食、午後のおやつが出ます。(1号認定は午後の預かり時のみおやつが出ます)
- ❖ 毎月、食事だより (献立表) をメール配信しています。
- ❖ 偏食は、大人の嗜好に影響されることが多いようです。家庭の協力を得ながら、いろいろな食材をおいしく食べられるように工夫しています。
- ❖ 食物アレルギーのある子は、医師の指示書に基づき個別に配慮しています。指示書を必ず提出してください。原因食物の除去の必要がなくなった場合は、「食物アレルギー食対応解除申請書」を提出していただきます。用紙は園にありますので、ご連絡ください。

【手作り弁当について】

- 家庭と連携した食育の一環として毎月1回手作り弁当の日を設定しています。
(食品衛生上の観点から、夏季 (6月～9月) は除きます。)
- リュックサックの中に、弁当、スプーン (箸)、お手ふき、敷物、水筒を入れてください。

全ての持ち物に名前を書いてください。

- 0歳児は年間を通じて給食を提供します。手作り弁当、リュックサック等の準備も不要です。
- 1歳児の水筒は、ストロー型 (トレーニングカップマグ) でも可。リュックサックではなくても可。敷物、お手ふきは、不要。
- お弁当の中には、のどに詰まる恐れのある一口チーズやこんにゃくゼリー等は、入れないでください。
ミニトマトは、カットして入れてください。
- プラスチックようじの使用は、口腔内を傷つけることがありますので控えてください。

【アレルギーについて】

アレルギーのお子様は、アレルギー指示書が必要です。食事の提供に関しては、食事を提供してくれている魚国総本社との面談となります。尚、小麦アレルギーの方は、食事の提供ができませんので、お弁当をご準備ください。

【給食提供委託会社概要】

株式会社魚国総本社

【会社概要】

創 業：大正3年 (1914年) 5月1日
会社設立：昭和28年7月1日
代 表 者：代表取締役社長 田所伸浩
社 名：株式会社魚国総本社
資 本 金：2億8,600万円

本社所在地：〒555-0011
大阪市西淀川区竹島4-1-28
売 上 高：660億円 (平成30年3月期)
従業員数：18,416人 (平成30年3月現在)
北陸支社：富山県富山市西大泉12-10
営 業 所：石川県金沢市示野リ61番地

15 年齢別のクラス

期待と希望に満ち、大地から生まれた芽が無限に広がり、大空へと羽ばたくように、21世紀の子どもたちの健やかな育ちを願って各クラスの名称がつけられています。

【年齢別のクラス名】

0歳児 ふたば 双葉

期待と希望に満ちて大地から生まれた芽。

1歳児 はな 花

いろとりどりに咲く可愛い花。

2歳児 にじ 虹

きれいな色に輝き、夢をのせ大空にのびていく虹。

3歳児 ほし 星

個性いっぱい、キラキラ輝く小さな星。

4歳児 つき 月

成長しながら、さまざまな形に変化していく月。

5歳児 そら 空

無限の力・無限に広がる空。

16 こども園のきまり

＜通園＞ 通園に危険な場所は特に注意し、事故の起こらないように気を配ってください。

- 通園時は責任を持って送り迎えをしてください。
- 車を使用する際はチャイルドシートを着用してください。
- 欠席や遅れる場合は、9時30分までに連絡してください。☎076-281-0515
- 都合などでやむを得ず、他の人に送迎を依頼する場合は、必ずこども園に連絡してください。
- 不審者及び安全対策のため、9時30分以降および16時以降には玄関の鍵をかけさせていただきます。
- 駐車場は、一方通行（海側が出口）です。施設内は、10キロ以下で走行してください。

＜服 装＞

- 常に清潔なものを身につけ、着脱のしやすいものを着せてください。
- 活発な子どもの動きによって、洋服にダメージが生じる場合がありますので、華美な服装はお控えください。スカートはひざ丈までとし、くるぶしまであるような長さの物は控えてください。
- 気温に応じて調節ができるものや、活動しやすいものにしてください。
- 爪はのびが早いので、こまめに切ってください。
- 前髪が目に入らないよう、衛生面にも気をつけましょう。
- 長い髪は飾りのないゴムで結んでください。（角のある固いもの、ヘアピン等はケガに繋がる恐れがあるためお控えください。）
- 内履きズックは教育シューズを使用します。（1か月に1度持ち帰りますので、洗ってください。）
- 園庭用外履きズックのご用意もお願いします。（通園用とは別）
- フード付きの上着は引っ張られたり引っかかったりと危険ですので、着用を控えてください。
- 通園時は、靴下を着用しズック履きでお願いします。（サンダル、クロックスは不可）
- 夏は、体操服で過ごすこともできます。（園指定の体操服有、購入は自由です）

【制服について】3・4・5歳児

- ◆ 2020年度より、体操服を自由選択にて購入することが出来ます。
- ◆ 2023年度より、制服移行期間を開始します。

◆ <午 睡>

乳幼児期は成長が著しく、朝から長時間にわたり集団の中で活発に遊ぶ子ども達には、午睡はとても大切です。

- お昼寝コット用の敷パットをご用意下さい。上にかけるものは、春から秋まではタオルケット、冬は綿毛布を用意してください。
- 5歳児（空組）は、就学に向けて午睡をなくしていきます。秋頃から開始し1月からは完全に午睡を行いません。

<家庭との連絡について>

- 家庭連絡簿（0～2歳児）：家庭からの連絡欄は、毎日必ず記入してください。
- 連絡帳（3～5歳児）：保護者が保育教諭に伝えたいこと、またこども園から家庭へ知らせたいことなどを必要に応じて記入します。目を通してサインをお願いします。
- 出席ノート（3～5歳児）：園児名、保護者名、健康保険証番号、通園経路等、必要事項を記入してください。

※ 玄関の掲示板にて連絡を行うことがありますので、登降園時にご確認ください。

<その他>

- 毎月、「こども園だより」「食事だより」「保健だより」をメール配信致しますので、必ず目を通して見やすいところに掲示し確認してください。また、2か月に1回「クラスだより」も配信しています。
- 全ての持ち物に名前を書いてください。また防寒着や上着などには、必ずかけ紐をつけてください。
- 通園かばんの中は、毎日確認してください。
- かばんに付けるキーホルダーは、お守りも含め1つだけにしてください。
- 園児が装着する医療器具等（矯正眼鏡等）が破損した場合、こども園では責任を負いませんのでご了承ください。
- 保育料の他に、最終的に個人の所有物となる教材を実費徴収致します。
- こども園の行事（運動会や発表会）等で撮影したビデオや写真については、ご家庭で鑑賞する以外には使用しないでください。（他の子が写り込んでいる写真、動画をインターネット上に投稿することは禁止とします。）
- 玄関にて表示する画像や動画は、園内の行事の様子を伝えるものです。他のお子様も映っていますので、スマホや携帯などでの撮影は、ご遠慮ください。
- 入園式・卒園式にて、お子様の着物での参加はご遠慮ください。

【写真の販売について】

- 行事などの園内での写真撮影は、河北台フォートに撮影してもらいます。
- 写真の販売方法は、PHOT SPOT というサイトから、インターネットを通じて行います。
- 写真は、年に2回程度の販売となり、購入は販売期間中（2か月）のみとなっていますので、あらかじめご了承ください。
- 写真の販売の際は、必ず、「写真ネット販売のご案内」を配布いたしますので、購入手順に沿って登録・購入していただきますようお願いいたします。

【2020年度より開始の活動について】

※ スポーツ指導

外部講師による、年長・年中を対象とした運動・スポーツ指導（実費徴収 月額800円/年長・400円/年中）

※ 硬筆指導

外部講師による、年長を対象とした鉛筆の持ち方やひらがな指導（実費徴収 月額800円/年長）

※ 費用は、年間指導料の分割払いとなりますので、欠席による返金はありませんので予めご了承ください。

※ 費用徴収方法は28諸費用の徴収方法を参照ください。

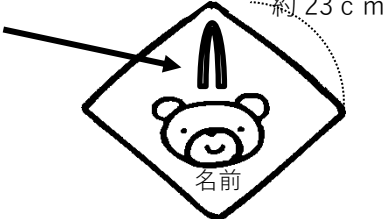
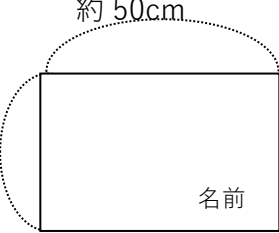
【星名学園 学園台こども園奨学金給付規定について】

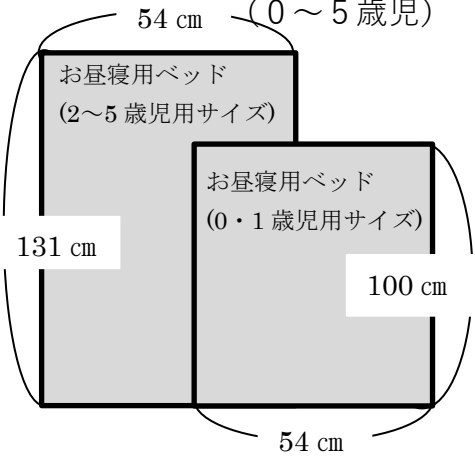
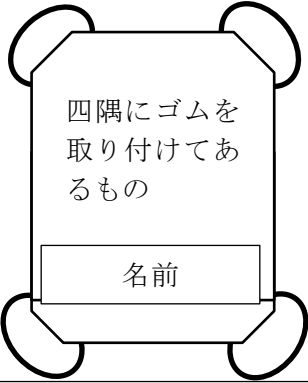
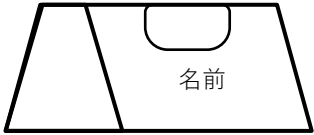
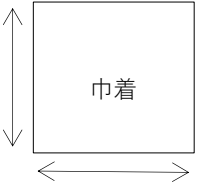
一定の条件を満たす方を対象に、奨学金制度を利用することが出来ます。対象は、以上児（満3, 3, 4, 5歳児）別紙でご案内しておりますので、ご興味のある方は、園長までご相談ください。

17 準備するもの＜持ち物について＞

			0 歳児	1 歳児	2 歳児	3～5 歳児
家庭で準備する物	1	通園かばん				○
		通園袋	○	○	○	
	2	手拭きタオル（ひも付き）	時期をみて	○	○	○
		口拭きタオル（3枚）	○	○	○	
	3	水筒（コップ、中栓、ひも付き）				○
	4	内履きズック・ズック袋		時期をみて	○	○
	5	園庭用外履きズック	時期を見て	○	○	○
	6	着替え	○	○	○	○
		着替え用袋	○	○	○	○
	7	おむつ交換マット（2枚）	○	○	○	
	8	お昼寝コット用敷パット、 （春～秋）タオルケット、（冬）綿毛布	○	○	○	○
	9	食事用エプロン（3枚）	○	○	○	
	10	紙おむつ・おしりふきナップ	○	○	○	
	11	ナイロン袋（汚れ物入れ）	○	○	○	○
	12	歯ブラシ・巾着・コップ			時期をみて	○
	13	マスク（2～3枚）			○	○
5 歳児		ピアノカ【ヤマハ32鍵盤】 ※ 園で注文か、ご家庭で準備のいずれか				
園で準備する物	※	家庭連絡簿（無くなり次第園手配）	○	○	○	
	-	集金袋	○	○	○	○
	※	黄色通園バック	○	○	○	○
	※	カラー帽子		○	○	○
	※	名札				○
	※	はさみ ・ のり				○
	※	ワークブック				○
	※	クレヨン・マーカー・クーピー				○
	※	出席ノート・連絡帳・自由画帳など				○
	※	粘土・粘土板				○

- 「時期を見て」とは、子どもの発達の状況を見て、開始時期を園よりお知らせ致します。
- ※ 印は、後日集金させていただきます。（個人用消耗品）
- 以上児の連絡帳と自由画帳は、2冊目から各自で購入していただきます。
- 歯ブラシ・巾着・コップは、毎日持ち帰ります。

1 通園かばん (3～5歳児) 通園袋 (0～2歳児)	肩掛けまたは、リュック型 通園袋 
2 手拭きタオル <u>2枚</u> (0～5歳児) 口拭きタオル <u>3枚</u> (0～2歳児)	手拭きタオルには かけひもを真ん中につける 口拭きタオル おしぼり 
3 水筒 (3～5歳児)	 ストローではなく コップ付のものにしてください (コップはうがいの際に使用します) 中栓、ひも付きの物にしてください (紐にも名前を記入してください)
4・5 内履きズック(白) 園庭用外履きズック(自由) ズック袋 (1～5歳児)	教育シューズ 布製でも可 
6 着替え (0～5歳児) 着替え袋 (0～5歳児)	 どちらの形でもよいです
7 おむつ交換マット <u>2枚</u> (0～2歳児)	 裏面が防水性のものに してください ※名前は、表にも裏にも大きく お書きください。 (汚れた部分を内側にしてたたむため)

8 お昼寝コット用敷パッド 綿毛布・タオルケット 54 cm (0～5 歳児)  131 cm 54 cm 100 cm	お昼寝コット用敷パッド 春・夏・秋は、タオルケット 冬は、綿毛布  約 120cm 約 90cm 名前 左図のベッドサイズに合わせてください。 表面の名前と同じ位置の裏面に同様に名前を付けてください。
9 食事用エプロン 3 枚 (0～2 歳児)	 マジックテープ付のエプロンにしてください。
10 紙おむつ おしり拭きナップ (0～2 歳児)	 必要なお子様のみ持たせてください。 一枚ずつ名前を書いてください。
11 ナイロン袋	 汚れ物を入れるためのもので、園で保管します。
12 歯ブラシ コップ 巾着 (市販の物でも可)	  歯ブラシ、コップ、巾着には、それぞれ名前を付けてください。
13 対象：2 才～5 才 マスク 1 日 3 枚	新型コロナウイルス予防のために、マスクを使用します。 汚れた場合は、新しいものに取り換えますので、毎日替えのマスクを 2 枚お持ちください。 ※ 忘れた場合は、園のマスクを使用しますが、1 枚 100 円の集金をさせていただきます。

- ※ すべての持ち物には、名前をしっかりと書いてください。(園では、漢字表記を推奨しております。)
- ※ 現在ご家庭でお使いの物がある場合は、大きさが多少異なっても結構です。
- ※ 手作り弁当の日は、弁当、箸(スプーン)、お手ふき、敷物、水筒が必要となります。

18 怪我・病気について

安全管理をした中で、怪我や病気を未然に防ぐことは、大前提ではありますが、学園台こども園では、子どもの成長にとって必要な怪我・病気は「リスク」として考えています。

こども達の育ちの為に、大小のチャレンジが必要不可欠で、外遊びやダイナミックなあそびは、子どもの好奇心を刺激し、情緒を豊かにするため、積極的にすすめたい活動です。しかし、「危険」がつきものです。その際には、リスクが伴うことをご理解下さい。

園生活の中では、何度もつまずき、転びながら、さまざまな身体の動きを獲得したり、友だちとの意見の相違を経験して、ケンカする中で関わり方を学んだりする姿が見られます。また、風邪等がうつる確率も高くなり、その他の感染症についてもうつてしまいます。しかし、こうした経験から身体は、免疫を獲得し、強く、大きく、たくましくなります。

子どもが、園での集団生活や遊びを通して、リスクを経験することは、何が危険かを予測する勘を養う機会であり、その経験は、将来への大切な財産となります。

育ちの上で必要な怪我や病気（骨折・打撲・打ち身・すり傷・切り傷・やけど・虫刺され など）に関するリスクの考え方について、事前のご理解をお願い致します。

子どもに不要な危険である「ハザード」（死亡・重大な後遺症などに繋がる事故）は、絶対に排除するよう、安全管理や安全点検を行っています。

【リスク・ハザード表】

	リスク：子どもに必要な危険	ハザード：子どもに不要な危険
物的要素	物的リスク 遊具の高さや重さ、可動スピードなど	物的ハザード 遊具などの整備不良や劣化、構造上の欠陥など
人的要素	人的リスク よじ登ったり、飛び降りたりすることなど	人的ハザード 遊びに適さない服装や、ルール違反の不適切な行為など

- 職員全員が常に安全の意識を持って日々の保育を行います。
- 施設や遊具・備品などについては、安全点検・消毒を行います。

- A) 園内にて怪我、発熱（37.5℃を超える）等の病気を確認した場合、初期の処置しか行えませんので、回復が見込まれない場合は、お迎えに来て頂く事になります。（コロナ禍ですので37.0℃とさせて頂いております）
- B) 下痢、嘔吐、発熱した場合は、必ず医師の診断を受けてください。
- C) ご家族のお迎えが間に合わない緊急の場合は、救急車を利用することがあります。
- D) 元気そうに見えても平熱より体温が高い場合は、登園しないで下さい。
- E) 感染性の高い病気になった場合は必ず医療機関を受診し、治癒後に登園許可をいただいてから再登園してください。お休みの場合も再登園される場合も電話で、こども園に連絡してください。（インフルエンザなど）
- F) 介護・介助の必要な怪我・病気をされた場合は、園で保育はできません。（お家でしっかり回復をさせてください。）
- G) 予防接種やワクチン注射の際は、急な副反応が起こる場合もありますので、接種後、約30分間は、受診した病院または、ご自宅にてお子様の様子を観察してください。
- H) お薬については、基本的には園では飲ませられません。やむを得ない場合のみ、お預かりするかたちとなり、その際は、薬の依頼書が必要となります。
- I) 園は集団生活の為、病気の時や回復期にある状態では、お預かりできません。お子さんはどなたでも、金沢医科大学病院内の病児保育室を利用することが出来ますのでそちらをご利用ください。（案内パンフレット有）
- J) 住所のある市、町で行われている3歳児検診は必ず受診してください。
- K) 園児全員が、日本スポーツ振興センターの保険に加入しています。園の管理下で発生した怪我については、この保険を利用しますので、医療機関窓口で医療費をお支払頂き、領収書を保管してください。また、日本スポーツ振興センターの保険を利用する場合、医師に記載をお願いする書類があります。
- L) 3歳未満に関しても、上記とは別の保険に加入しています。

子どもは、自分の体の疲れを自覚し、調子が悪いことを周囲の人にうまく伝えることができません。常に子どもの状態を知っておき、少しでも普段と様子が違うときは注意しましょう。体調が悪そうなときは、早めに病院へ行きましょう。

19 小児伝染病と登園基準

一覧表にあげた感染症にかかったら速やかに園に連絡し、医師の許可があるまで家庭で安静にしてください。

第一種、二種、三種（一部を除く）は、「出席停止」になり欠席扱いにはなりません。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、南米出血熱 急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、痘そう、中東呼吸器症候群（MERS）、新型インフルエンザ 重症急性呼吸器症候群（コロナウイルス・SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型コロナウイルス感染症（covid-19）						治癒するまで出席停止	
第二種	病名	主な症状	感染経路	潜伏期間	感染期間の目安	出席停止期間	備考	好発時期
	インフルエンザ	寒気・頭痛・高熱・間接 や筋肉の痛み全身倦怠 感 咳・鼻水・のどの痛 み	飛沫・接触	1～4日	発病後1日前 ～7日	発症した後5日を経過しか つ解熱後3日を経過するま で	予防接種に は賛否ある	冬
	百日咳	激しい咳が続く	飛沫・接触	5～21日	1～4週間	特有の咳が消失するまで、 又は5日間の適正な抗菌性 物質製剤による治療が終 了するまで		春～夏
	麻疹 （はしか）	発熱・鼻水・目やに・口 内に白い発疹・全身に 広がる発疹	飛沫・空気	7～18日	発熱：出現2日前 ～ 発疹：出現4日目	解熱後3日を経過するまで	定期予防接 種が有効	春～夏
	流行性耳下腺炎 （おたふく）	頭痛・耳の下部の腫れ と痛み（押すと痛む）	飛沫・接触	12～25日	耳下腺の腫張 2日前から 腫張5日後	耳下腺、顎下腺又は舌下 腺の腫張が発現した後5日 を経過し、かつ全身状態が 良好になるまで	思春期以降 の重症化に 注意	春～夏
	風疹 （三日はしか）	軽度の発熱・全身にば ら色の発疹・リンパ節の 腫れ	飛沫・接触	14～23日	発疹の出る7 日前～後7日	発疹が消失するまで	妊娠初期の 感染に注意	春
	水痘 （みずぼうそう）	発疹・水泡・かさぶた・ かゆみ	飛沫・空気	14～16日	発疹出現2日 前～痂皮化す るまで	全ての発疹がかさぶたにな るまで		
	咽頭結膜熱 （プール熱）	高熱・のどの痛み・頭 痛・食欲の低下・目の充 血・目やに	飛沫・接触 （結膜）	2～14日	発病後2～3週 間	主要症状が消退した後2日 を経過するまで	医師の許可 があるまで プール不可	
第三種	結核	発熱・2週間以上続く咳 や痰	飛沫・経口 接触・空気		陽性の間	症状により感染の恐れが無 いと認められるまで	潜伏期間 様々	
	髄膜炎 菌性髄 膜炎	高熱・皮膚粘膜に出血 斑、関節炎・頭痛・吐き 気	飛沫・接触	1～10日	治療後24時間			
	腸管出血性大 腸菌感染症 （O-157）	激しい腹痛・水様便・血 便	経口・接触	10H～6日	菌が排出する間	病状により学校医その他の 医師において感染のおそれ がないと認めるまで	少ない菌で 感染	夏
	流行性角結膜 炎（はやり目）	目の腫れ・異物感・目や に	接触・飛沫	2～14日	発病後2日～3 週間		医師の許可 があるまで プール不可	
第三種	急性出血性結 膜炎（アポロ病）	結膜や白目の部分の出 血	接触・飛沫	1～3日	1週間から 数か月			

※ この他に、コレラ、腸チフス、パラチフス、細菌性赤痢があります。

その他	手足口病	発疹・口腔内の発疹 ・手足末端や臀部の水泡	飛沫・経口 接触	3～6日	1週間から 数ヶ月	医師に相談		春～夏
	伝染性紅斑 （りんご病）	カゼ様症状（発熱）顔面 の紅斑	飛沫	4～21日	症状出現後は 感染力が弱い	医師に相談		冬～夏
	マイコプラズマ 肺炎	カゼ様症状（発熱）しつ こい乾性の咳	飛沫	1～4週	数週間から 数ヶ月	医師に相談		夏～秋
	流行性嘔吐 下痢症	嘔吐・下痢	経口・飛沫	1～3日	症状のある間		ノロ・ロタ ウイルスなど	冬
	溶連菌感染症	カゼ様症状 発熱・倦怠感・ 上腹部痛・食欲低下	飛沫・接触	2～5日		適切な抗菌薬開始後24H		
	伝染性膿痂疹 （とびひ）	からだに水泡が出来る・ 破れて膿が出る・かゆ み	接触（水泡 の分泌物）	2～10日	水泡から膿の 出る間		プール・水 遊び 不可	
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢	飛沫・接触 ・経口	ロタ：1～3日 ノロ：12～48H	数週間	医師に相談		
	急性細気管支炎	発熱・鼻汁	接触・飛沫	3～8日	3～4週間	全身症状が落ち着くまで		
	ヘルパンギーナ	発熱・嘔頭痛	飛沫・接触 ・経口	3～6日	数ヶ月	全身状態が落ち着くまで		
	単純ヘルペス	歯肉口内炎など	接触	2日～2週間		マスクをして登園可		
	帯状疱疹	発疹	接触	特定できない	症状のある期間	全ての発疹がかさぶたになるまで		
	伝染性軟唇腫 （水いぼ）	いぼが数に在る	接触	2～7週間		出席停止はない	プール・水 遊び 不可	
	アタマジラミ	無症状・かゆみ	接触	2週間		出席停止はない	プール・水 遊び 不可	

《与薬（薬）の依頼書についてのお願い》

こども園における与薬は、原則として行わないことになっております。しかし、やむを得ず保育時間中に与えなければならない場合は、誤飲や事故を防ぐため下記のこと承知して下さるよう、よろしくお願いいたします。

- ・ 医療機関で処方された薬に限ります。処方されたものであっても座薬、熱さまし、痛み止めはお断りいたします。
- ・ 保護者の判断で与薬されている薬（家庭常備薬、市販のもの）については取り扱いません。
- ・ 飲み薬については1回分だけ持たせてください。
- ・ 診断後、こども園での服用が初めてとなる薬については、お断りします。
- ・ こどもの機嫌や健康状態がきわめて悪い場合は、与薬を見合わせ、ご連絡いたします。
- ・ 原則として、服用中は毎日依頼書を出してください。
- ・ 慢性の病気（気管支炎・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の、日常における投与や処置については、保護者とこども園が連絡を密にし、主治医または嘱託医の指示に従います。
- ・ 「薬の依頼書」は、押印もれ、記入もれの場合は与薬しません。
- ・ 薬剤情報提供がある場合は薬と一緒に持たせてください。
- ・ 主治医の診断を受けるときは、現在〇〇時～〇〇時まで〇〇こども園に在園していることと、こども園では原則として薬の投与ができないことをお伝えください。
- ・ 咳止めシールにつきましては、剥がれることもありますので、必ず名前を記入してください。（名前が記載できない場合は、名前を記入したばんそうこうなどを上から貼ってください。）

薬の依頼書					
星名学園 □木津幼稚園 □学園台こども園		年 月 日			
		保護者名 _____ ㊞			
医師の診察を受けたところ、下記の通り指示がありましたので私に代わり与薬をお願いします。					
組		園児名			
病 院 名					
病 名					
症 状					
薬 の 種 類	持参した薬は 月 日に処方された 日分のうちの本日分です 薬剤情報提供書 あり・なし 飲み薬 水薬 () 粉薬 (包) 錠剤 (錠) 咳止めシール 胸・背中 腕 () その他				
連 絡 事 項		こども園記載	受領者	サイン	与薬(確認)日時 時 分
与薬する時間	食前 食後			印	
朝、家で与薬した時間	時 分頃		与薬者		

(こども園用)

— 依頼書を確認の上与薬しますので、必ず職員に手渡してください —

2 1 お薬について

1. お子様の薬は、本来は保護者が来園して与えて頂くのが原則です。しかし、緊急やむを得ない理由で保護者が来園できないときは、保護者と園側で話し合いのうえ、園の担当者が保護者に代わって与えます。
2. 園では、原則として薬の使用が出来ないことを主治医の診察を受ける際に伝えて頂き、「〇〇時～〇〇時までの在園時間内に、投薬が必要ですか」とご相談いただきますようお願いいたします。
3. 薬は、お子様を診察した医師が処方し、調剤したもの、あるいは、その医師の処方によって、薬局で調剤したものに限りです。保護者の個人的な判断で持参した薬は、園では対応できません。
4. 「熱が出たから飲ませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」というように症状を判断して与えなければいけない場合は、園ではその判断がつかみませんので、その都度、保護者にご連絡し確認することになりますので、ご了承ください。
5. 慢性の病気（食物アレルギー、気管支喘息、てんかん、糖尿病、アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の日常における服用や処置については、主治医等指示が必要となりますので、事前に園へご相談ください。
6. 持参する薬について
 - ・ 「薬の依頼書」と薬剤情報提供がある場合は、薬と一緒に持たせてください。
 - ・ 薬は、1回ずつに分けて、当日分のみ持参ください。シロップも1回分をお願いします。
7. 袋や容器には、日付、クラス名、名前を記入すると共に、薬が複数の場合には、それぞれに記名してください。
8. 咳止めシールを貼って登園するときは、薬の依頼書を提出してください。また、咳止めシールには名前を明記してください。
9. お断りするお薬について（そのまま返却させていただきます。）
 - ・ 病院受診後の第1回目の薬（お薬は、一度家庭で内服したものに限りです。）
 - ・ 市販の薬、日付や内容の合わない薬、以前に病院で処方された薬の残り等
 - ・ 解熱鎮痛剤や吸入薬
 - ・ 内服以外の薬（座薬・点眼薬・点鼻薬・点耳薬・軟膏類）
 - ・ 薬を飲むための補助食材（オブラート・ジュース・ゼリー）などは、お預かりできません。
10. 薬の依頼書は、園に用意してあります。
11. 薬の依頼書に基づき、与薬を行います。
12. 誤飲の恐れがありますので、虫パッチではなく、軟膏のかゆみ止めを使用してください。
13. 家から湿布などを貼ってくる場合は剥がれ落ちないようにし、事前にご相談ください。

2 2 緊急時の対応

お預かりしている園児に急病・または不測の事故等の緊急事態が発生した場合には、家庭状況調査票に記載された保護者の緊急連絡先に連絡すると共に、場合によっては、救急搬送を依頼します。

2 3 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

	◆ 医療法人社団沖野会 沖野クリニック ◆	◆ 飯利歯科 ◆
院 長	沖野 栄蔵	飯利 邦洋
所 在 地	〒929-1215 石川県かほく市高松ノ 1-11	〒929-1215 石川県かほく市高松ム 7 7 - 1
電話番号	076-281-0500	076-281-0429

2 4 園児に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しております。

保険の種類	加入保険	補償について
災害共済給付	(独) 日本スポーツ振興センター http://www.jpnsport.go.jp/ ・全員に加入していただきます。 ・年間保険料は、園児 1 人につき、200 円	死亡見舞金 2,800 万円 障害見舞 3,700 万円～82 万円 医療費・医療保険並みの療養に要する費用の 4/10、利用者負担など
損害賠償補償	CHUBB 損害保険会社 https://www2.chubb.com/jp-jp/	

災害共済給付制度

こども園におけるけが等での受診の際の医療費について

かほく市では、子どもに係る医療費制度により 18 歳までの医療費の助成をしており、平成 28 年 1 月からは医療機関窓口での無料化（保険診療分）が始まりました。ただし、こども園管理下でのけが等については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先となります。こども園でのけが等で受診される場合は、かほく市より郵送されました「かほく市子ども医療費受給資格者証」は使用せず、いったん医療機関窓口で医療費を負担いただく必要がありますので、十分ご注意ください。

なお、日本スポーツ振興センターでは医療費負担額 3 割＋見舞金 1 割の計 4 割支給されます。

お手順をお掛けしますが、こども園管理下でのけが等については、下記手続きに沿って進められるようお願いいたします。

記

【こども園でのけが等で受診した場合の手続き】

1. 医療機関窓口での医療費負担

- ・こども園でのけが等で受診した場合は、健康保険法に基づく医療費が 5,000 円（窓口負担分が通常 1,000 円）以上の場合に、日本スポーツ振興センターの対象となりますので、医療機関窓口で医療費をお支払いください。

2. こども園への報告

- ・こども園から日本スポーツ振興センターの請求に関する書類をお渡ししますので、医療機関で記入していただき、園に提出をしてください。
- ・書類を提出する際には、全ての領収書も提出してください。

3. 支給

- ・日本スポーツ振興センターで審査後、支給額が決定します。
- ・医療費を窓口でお支払いただいた金額（3 割）に見舞金（1 割）を加算した金額（4 割）が支給されます。

※ 初診から治癒するまでに支払った医療費総額が 5,000 円（窓口負担 1,000 円）未満の場合は、日本スポーツ振興センターの給付は受けられません。その場合は、子ども医療費助成制度の申請により払い戻しが受けられます。

2 5 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情などに係る窓口を以下の通り設置しています。(平成 30 年 4 月より)

【当園ご利用相談窓口】

担 当 者：園長 または、第三者委員

利用時間：当園開園日の開園時間内

電話番号：0 7 6－2 8 1－0 5 1 5

F A X：0 7 6－2 8 1－3 6 0 2

※ 担当者が不在の時は、当園職員までお申し出ください。

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

2 6 個人情報の取り扱いについて

イ、収集の目的

当園は以下のような場合に個人情報を使用いたします。

- ・ 安 全 管 理：怪我・急病に備えて健康保険証番号を収集します
- ・ 健 康 管 理：健康管理のため身体測定情報・健康診断結果など
- ・ 教 育 活 動：園・クラス運営や教育の記録、毎日の出席などのため
放課後教室・子育てサークルなどの保険適応のため
- ・ 園内の個人物掌握：棚や下駄箱の名前や作品展示、掲示物のため
- ・ 園外の作品展のため：依頼のあった園外の作品展への作品提出のため
- ・ 入 園 ・ 卒 園：入園時の手続き、市や町への就園状況の調査提出書類などのため
- ・ 補 助 金 申 請：国、県、市、町などへの補助金等申請に関する調査提出書類作成のため
- ・ 緊 急 連 絡：緊急時の連絡に、又連絡網等緊急を要する時の連絡のため
- ・ 保 護 者 会 活 動：保護者活動の役員や各委員会等選出、名簿作成のため
- ・ 卒 園 ア ル バ ム：卒園アルバムに載せる個人写真・個人名のため
- ・ 広 報 活 動：クラス便り・園便り・ホームページ・チラシ・広告・新聞記事・テレビ取材等のため
こども園で撮影した写真は、データで販売することがあります。

ロ、第三者への非開示

当園は、以下の場合を除き、個人情報を第三者に開示することはありません。

- ・ 法令の定めによる場合
- ・ 園児や保護者の生命・健康・財産などの重大な利益を保護する、または公共の利益を保護するために必要な場合
- ・ 保護者活動における役員・実行委員会選出など園児名を開示する場合
- ・ 小学校の制服業者のサイズ調査の場合
- ・ 進学先（小学校）、転園先への教育的情報のやり取り、事務的な手続き、必要と思われる連絡等
- ・ 国、県、市、町などへの必要と思われる調査書類の提出・報告の場合
- ・ 教育上必要と思われる関係教育機関との報告・連絡等の場合
- ・ 広報活動に必要と思われる物のため

ハ、個人情報の委託

当園では、個人情報を委託する場合、その安全性・秘密保持など適切な管理を委託側に求めます。

ニ、個人情報の管理について

個人情報については流出等のないように管理をいたします。

- ・ 販売した写真データ及びビデオ等は、購入者側で厳重に管理をお願いいたします。
- ・ 保護者の方が、園内で撮影された写真等には、大切な個人情報が含まれていますので、公開はしないでください。
- ・ 撮影した写真等の公表を希望されない方は、園にお申し出頂ければ、配慮致します。
- ・ 上記使用の不同意の場合、出場できないイベントや記念撮影が行えない場合があります。

27 諸費用

当園の利用にあたっては、下記の料金をお支払いいただきます。

- ① 保育料（利用者負担額）
- ② その他の費用（延長・預かり保育料など）

認定区分により、保育料に含まれるものが違います。詳しくは、以下の表をご参照ください。

・・・認定区分による保育料等の一覧表・・・

認定区分/時間	保育料	給食費	主食代	延長・預かり※			教材費	課外活動
				早朝	土曜日	夏/冬/春季		
1号	○	●	●	●	●	●	●	●
2号（8時間）	○	○	●	●	○	○	●	●
2号（11時間）	○	○	●	○	○	○	●	●
3号（8時間）	○	○	○	●	○	○	●	●
3号（11時間）	○	○	○	○	○	○	●	●

○ 保育料に含まれる ● 保育料に含まれない（別途徴収）

※ 表記以外の延長・預かり保育については、「30 延長・預かり保育料」をご参照ください。

【諸費用の説明】

（1）保育料

住所地の市・町で決められた保育料(月額)を徴収します。

（2）給食費

1号認定については、給食費月額6,000円ですが、かほく市在住者は副食費4,500円分が免除となります。

2号認定については、副食費月額4,500円ですが、かほく市在住者は副食費4,500円分が免除となります。

3号認定については、負担はありません。

（3）主食代

2号認定は、一律月額600円を徴収します。（※1号認定は給食費に主食代が含まれています。）

（4）その他

最終的に個人の所有物となる教材・卒園写真代・バスハイキング代・新学年用品・ピアノカ・講師料・体操服・災害共済保険料など、必要なものを実費徴収致します。また、徴収する場合は、明細を提示します。

【認定の種類の説明】

- ・ 1号認定：満3，3，4，5歳児（満3才は、誕生月の翌月から認定可）
- ・ 2号認定：3歳以上（3歳のお誕生日を迎えてから）の保育を必要とする事由に該当する者
- ・ 3号認定：3歳未満（2歳11か月まで）の保育を必要とする事由に該当する者

28 諸費用の納入方法

入園した月分から、保育料・給食費・主食代・月額延長保育料、その他講師料等を口座振替により毎月納めていただきます。

（ただし、世帯合計が月3,000円未満の場合は、半年分をまとめて8月と2月の年2回引落としします。）

【口座振替】

口座振替申込手続	「口座振替依頼書」（3枚複写）に必要事項を記入し、預金に使用している印鑑を押印のうえ、学園台こども園へ提出してください。
振替日	原則月末となります。 ※月末等が休日の場合は翌営業日です。

※ 兄弟姉妹がすでにこども園に在園し、口座振替を利用されている場合は、新入園児についても、自動的に同じ口座から引き落としとなります。

29 特別保育事業

預かり保育（1号認定の方）

- 必要に応じて預かり保育（午睡など）を実施します。

長時間保育・延長保育（2号・3号認定の方）

- 保護者の就労の実態や通勤時間を考慮して、必要な子どもには基本保育時間に加えて長時間保育・延長保育を下記のとおり実施しています。
- 保育標準時間認定された方と保育短時間認定された方は延長保育時間、延長保育料が異なります。
- 就労しない日は、お休みまたは、原則的な利用時間（8:00～16:00）のご利用となります。

30 延長・預かり保育料（区分により料金が違います。）

① 平日の延長・預かり保育料金表

平 日	認定区分/時間	早朝	夕方				
		7:00～ 7:59	12:01～ 15:00	15:01～ 16:00	16:01～ 17:00	17:01～ 18:00	18:01～ 19:00
日	1号認定	100円	無料	100円	200円	200円	200円
	2・3号認定 8時間	100円			100円	100円	200円
	2・3号認定 11時間						200円

② 夏休み期間中などの延長・預かり保育料金表

夏・ 冬・ 春季	認定区分/時間	早朝	日中	夕方			
		7:00～ 7:59	8:00～ 15:00	15:01～ 16:00	16:01～ 17:00	17:01～ 18:00	18:01～ 19:00
	1号認定	100円	※ 400円	100円	200円	200円	200円
	2・3号認定 8時間	100円			100円	100円	200円
	2・3号認定 11時間						200円

③ 土曜保育の延長・預かり保育料金表

土 曜 保 育	認定区分/時間	早朝	日中	夕方			
		7:00～ 7:59	8:00～ 15:00	15:01～ 16:00	16:01～ 17:00	17:01～ 18:00	18:01～ 19:00
	1号認定	100円	※ 400円	100円	200円	200円	200円
	2・3号認定 8時間	100円			100円	100円	200円
	2・3号認定 11時間						200円

- 2・3号認定の土曜保育の利用にあたっては、父親及び母親の就労状況の確認のため「保育を必要とする証明書」の提出が必要となります。
- 1号認定の※400円は1時間当たりの料金ではなく、8:00～15:00の間でかかる費用です。
- 2号・3号の教育・保育標準時間の方の延長保育料に関して、別料金月額2,000円でも利用することが可能です。（利用には、申請が必要ですので、詳細につきましては、事務所までお問い合わせください。）

3 1 登降園管理システムのパステルについて

連絡網の体制や安全管理等のため、登降園管理システムのパステルを導入しています。年度初めに登降園に必要な個人識別 QR コードをお渡ししますので、登園、降園の際に機械にかざして下さい。QR コードの再発行には、再発行手数料 100 円がかかります。

緊急時は、パステルより一斉メールを配信しますので、必ずメールアドレスの登録をお願いいたします。代表メールの登録は、常にメールを確認できる方の登録をお願い致します。

「パステル Apps 携帯サイト」の使い方の詳細については、別途「保護者様用 パステル Apps 操作案内」をお渡ししますので、ご確認ください。

【運用内容】

- ☐ 登園降園の管理（QR コードによって登園、降園の時間管理を行います。）
- ☒ 災害発生時の緊急連絡 ☒ 不審者の情報 ☒ 感染症の発生時
- ☐ アンケート ☐ 行事の有無や連絡 ☐ 請求連絡（書類・用品） ☐ その他のお知らせ

3 2 非常災害時の対策

在園時間内において、大規模地震等が発生したときは、別途定める「大規模地震災害発生時の活動別行動表」に基づき、園児を一時保護し、迎えに来た保護者に引き渡しを行います。また、パステルにて一斉メールを配信いたします。

避難場所	第一次避難所 当園 お遊戯室または園庭（海拔 24m）	第二次避難所 看護大学前の公園又は、 福祉避難所の県立看護大学（海拔 33.6m）
警察署	津幡警察署 〒929-0325 石川県河北郡津幡町字加賀爪ヌ 40 番地 3	T E L : (代)076-289-0110
救急隊	消防本部 消防署 高松分署 〒929-1215 石川県かほく市高松オ 21-1	T E L : 076-282-5666 F A X : 076-282-5669

3 3 当園におけるその他の留意事項

- (1) 当園の施設および敷地内は、全て禁煙です。
- (2) 利用者による園内での政治活動、営利活動、勧誘活動は、全て禁止します。
- (3) 携帯電話の使用は、周りの迷惑にならないようご配慮下さい。
- (4) 駐車場は、一方通行のご協力をお願いいたします。
 - ・ 駐車場での保護者同士の長話は、ご遠慮ください。
 - ・ 駐車場内での事故・トラブルに関しましては、園は一切の責任を負いかねます。
 - ・ 休園中は、無断で敷地内へ立ち入らないでください。
- (5) 引き渡し後は、速やかにご帰宅ください。

3 4 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- 園児が小学校に就学したとき。
- 保護者の就労状況が変化した等の理由により、住所地の市・町から当該園児における施設型給付支給認定が取り消されたとき。
- その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

重要事項説明書 同意書

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、「2022 年度（令和 4 年度）版 幼保連携型認定こども園 学園台こども園 入園のしおり 兼 重要事項説明書」に基づき、重要事項の説明を行いました。

西暦 年 月 日

学園台こども園 園長

私は、「2022 年度（令和 4 年度）版 幼保連携型認定こども園 学園台こども園 入園のしおり 兼 重要事項説明書」に基づいて、幼保連携型認定こども園 学園台こども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

西暦 年 月 日

保 護 者 住 所：

園 児 氏 名：

保 護 者 氏 名： 印

園 児 か ら 見 た 続 柄：

個人情報使用 同意書

幼保連携型認定こども園

学園台こども園

園長 殿

記

下記園児及びその保護者に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり、入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- 他の幼稚園、こども園、保育所等へ転園する場合、または、その他兄弟姉妹が別の園に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 緊急時において、病院その他、関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- 特別な配慮の必要ない方は、園の広報に写真・動画を利用すること。配慮の必要な方は下部□に✓

写真データの利用の不同意：ホームページ□ テレビ使用□ 紙媒体の告知や広告□ 園内発行物□

以上

西暦 年 月 日

保 護 者 住 所：

園 児 氏 名：

保 護 者 氏 名： 印

園 児 か ら 見 た 続 柄：

<ご提出いただくもの>

★ 提出用の「重要事項説明書 同意書」と「個人情報使用 同意書」
(右のページを切り取り線に沿って切ってください。➡ ➡ ➡)

★ 兄弟・姉妹がいる場合の「同意書」は、連名でご記入ください。
(例)

園 児 氏 名: **学園台 太郎、 次郎、 花子**

(記入例)

西暦 **2021** 年 **4** 月 **1** 日

保 護 者 住 所: **かほく市学園台 5 丁目 18 丁目**

園 児 氏 名: **学園台 太郎**

保 護 者 氏 名: **学園台 はじめ** (印) 印

園 児 から 見 た 続 柄: **父**

※ 年・月・日は、その書類を記入した日を記載してください。

※ 保護者氏名の横には、必ず、印を押していただきますよう、お願いいたします。

重要事項説明書 同意書

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、「2022 年度（令和 4 年度）版 幼保連携型認定こども園 学園台こども園 入園のしおり 兼 重要事項説明書」に基づき、重要事項の説明を行いました。

西暦 年 月 日

学園台こども園 園長

私は、「2022 年度（令和 4 年度）版 幼保連携型認定こども園 学園台こども園 入園のしおり 兼 重要事項説明書」に基づいて、幼保連携型認定こども園 学園台こども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

西暦 年 月 日

保 護 者 住 所：

園 児 氏 名：

保 護 者 氏 名：

印

園 児 から 見 た 続 柄：

個人情報使用 同意書

幼保連携型認定こども園

学園台こども園

園長 殿

記

下記園児及びその保護者に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり、入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- 他の幼稚園、こども園、保育所等へ転園する場合、または、その他兄弟姉妹が別の園に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 緊急時において、病院その他、関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- 特別な配慮の必要ない方は、園の広報に写真・動画を利用すること。配慮の必要な方は下部□に✓

写真データの利用の不同意：ホームページ□ テレビ使用□ 紙媒体の告知や広告□ 園内発行物□

以上

西暦 年 月 日

保 護 者 住 所：

園 児 氏 名：

保 護 者 氏 名：

印

園 児 から 見 た 続 柄：



学園台こども園